

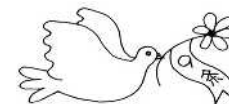


みやまえ



「宮前九条の会」第16回学習会

憲法九条を守ろう！ この一点で集まる宮前区市民の会



許すな「壊憲」！

－ 明文改憲・解釈改憲に抗して－

講師：篠原義仁さん(弁護士)

(九条かながわの会前事務局長)

2009年10月12日(月、祝日)

午後2時 4時半

宮前市民館 第4会議室

資料代：300円

講師プロフィール

1944年生まれ。1970年弁護士登録(横浜弁護士会)。大気汚染公害裁判弁護士全国連絡会議事務局長、かながわ市民オンブズマン代表幹事、自由法曹団幹事長等を歴任。この間地域法律事務所の一員として公害、人権、労働争議、税金裁判等に携わる。川崎合同法律事務所所属

連絡先：若原(044-855-8896)

宮前九条の会ホームページ <http://miyamae9.web.fc2.com/>
携帯サイト(PC可) <http://fhp.from.jp/miyamae9/>

憲法「改正」のための手続法、国民投票法が成立し、来年5月18日の施行が迫っています。国民投票法と同時に国会法も「改正」され、衆参両議院に憲法審査会が作られました。いよいよ、憲法九条、とりわけ2項を中心とする改憲論議(明文改憲)が本格化しようとしています。

一方、憲法のなし崩し破壊活動(解釈改憲)の動きも、自衛隊のソマリア出動、海賊対処新法の成立、そして、恒久派兵法の策動と後を絶ちません。

今ほど、「もっと広げ九条の輪」「もっと生かそう日本国憲法」の声を大きくしてゆくことが求められている時期はありません。今が、知恵と力の出どころです。